

木津芳梅園ショートステイ（多床室：1割負担）

※利用者の所得段階

利用者の所得の内容により、以下の通り、居住費・食費の負担額が変動となります。

○第1段階	・生活保護者等、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 について、下記料金表の、⑩居住費に係る負担額が0円、⑪食費が300円となります。
○第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税＋合計所得金額が80万円以下の方について、下記料金表の⑩居住費に係る負担額が370円、⑪食費が600円となります。
○第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の方について、下記料金表の⑩居住費に係る負担額が370円、⑪食費が1,000円となります。
○第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額＋合計所得金額が120万円超の方について、下記料金表の⑩居住費に係る負担額が370円、⑪食費が1,300円となります。
○第4段階	・市区町村民税課税世帯の方は、基準額での計算となります。下記料金表の、⑩居住費に係る負担額が1,220円、⑪食費が1,520円となります。

○多床室料金表

（本表記載の料金は、あくまで目安として表示する金額で確定金額ではありません）

区 分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)		446	555	596	665	737	806	874
加算内訳	②送迎加算	184	184	184	184	184	184	184
	③夜勤職員配置加算	13	13	13	13	13	13	13
	④サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18	18
	⑤処遇改善加算(①～④)×8.3%	55	64	67	73	79	85	90
	⑥特定処遇改善加算(①～④)×2.7%	18	21	22	24	26	28	29
⑦合計単位数(①～⑥)		734単位	855単位	900単位	977単位	1,057単位	1,134単位	1,208単位
⑧介護サービス利用料(⑦×10.27)		7,538円	8,780円	9,243円	10,033円	10,855円	11,646円	12,406円
⑨利用者自己負担額(⑧の10%)		754円	878円	925円	1,004円	1,086円	1,165円	1,241円
第1段階	⑩ 居住費に係る自己負担額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	⑪ 食費に係る自己負担額	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	・自己負担額(日額) ⑨÷⑩÷⑪	1,054円	1,178円	1,225円	1,304円	1,386円	1,465円	1,541円
第2段階	⑩ 居住費に係る自己負担額	370円	370円	370円	370円	370円	370円	370円
	⑪ 食費に係る自己負担額	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	・自己負担額(日額) ⑨÷⑩÷⑪	1,724円	1,848円	1,895円	1,974円	2,056円	2,135円	2,211円
第3段階①	⑩ 居住費に係る自己負担額	370円	370円	370円	370円	370円	370円	370円
	⑪ 食費に係る自己負担額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	・自己負担額(日額) ⑨÷⑩÷⑪	2,124円	2,248円	2,295円	2,374円	2,456円	2,535円	2,611円
第3段階②	⑩ 居住費に係る自己負担額	370円	370円	370円	370円	370円	370円	370円
	⑪ 食費に係る自己負担額	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
	・自己負担額(日額) ⑨÷⑩÷⑪	2,424円	2,548円	2,595円	2,674円	2,756円	2,835円	2,911円
第4段階	⑩ 居住費に係る自己負担額	1,220円	1,220円	1,220円	1,220円	1,220円	1,220円	1,220円
	⑪ 食費に係る自己負担額	1,520円	1,520円	1,520円	1,520円	1,520円	1,520円	1,520円
	・自己負担額(日額) ⑨÷⑩÷⑪	3,494円	3,618円	3,665円	3,744円	3,826円	3,905円	3,981円

(注1) 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更額にあわせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 居室と食事に係る負担額については、負担限度額認定を受けている場合は認定証記載の負担限度により計算いたします。

○その他の加算額（該当される利用者様のみ加算されます）

加算項目	負担額	内容について
①療養食加算	9円／回	療養食を提供した場合1食当り9円加算されます。
②若年性認知症利用者受入加算	124円／月	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合に加算されます。
③個別機能訓練加算	58円／月	機能訓練指導員を1名以上配置し、利用者の心身の状況に応じた個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供した場合に加算されます。
④緊急短期入所受入加算	93円／日	利用者に状態や家族の事情により、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に利用した場合に加算されます。

○その他の利用料金について

ご利用内容	金額	備 考
①おやつ代	100円／日	お茶以外の飲み物代および選択おやつ代（1日）
②特別な食事	実費	通常提供される食事以外の食事（酒を含む）
③理容サービス	1,700円	1回（外部理容業者による出張理髪サービス）
④理容サービス（顔剃り）	1,000円	1回（外部理容業者による出張理髪サービス）
⑥レクリエーション、クラブ費	材料費実費	ご契約者の希望により参加されたレクリエーションやクラブ費用
⑦電気代（持込電化製品あり）	30円／日	持ち込み電化製品1台につき（1日）